

令和5年度 群馬県私立高等学校等 奨学のための給付金

群馬県では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、以下の世帯に対して、返済不要の給付金『奨学のための給付金』を支給します。
つきましては該当者は、必要書類をご用意の上、ご申請ください。
(授業料を支援する「就学支援金」とは異なる制度ですので、改めて申請が必要です。)

1. 対象世帯

- 生活保護受給世帯
- 住民税所得割非課税世帯 (保護者等が2人いる場合は、2人とも要件を満たすこと)
- 家計急変による住民税所得割非課税相当世帯

上記いずれかの世帯に該当し、
かつ群馬県に住所を有する世帯が対象です。

2. 提出期限

世帯の区分	提出締切日	提出先
生活保護（生業扶助）世帯		
住民税所得割非課税世帯	令和5年9月1日（金）	各クラス担任
家計急変世帯 可能な限り事由発生から1ヶ月以内に ご申請ください。	令和6年1月15日（月）	

3. 給付金額・時期・方法

世帯の区分	給付金額	給付時期	給付方法
①生活保護（生業扶助）世帯	52,600円		
②住民税所得割非課税世帯	(1) 対象生徒に、23歳未満の扶養されている兄・姉がいる場合		
	(2) 対象生徒に、23歳以上扶養されている高校生等の兄・姉がいる場合	152,000円	12月中旬 予定
	(3) 対象生徒に、通信制に通う扶養されている弟・妹がいる場合		
	(4) 対象生徒に、高校生等ではない15歳以上23歳未満の扶養されている弟・妹（中学生は除く）がいる場合		
	(5) 上記（1）～（4）以外	137,600円	申請者の口座へ群馬県から振り込みで支給します。
③家計急変世帯	(1) 対象生徒に、23歳未満の扶養されている兄・姉がいる場合		
	(2) 対象生徒に、23歳以上扶養されている高校生等の兄・姉がいる場合	最大152,000円 ※給付額は7月までに家計が急変した場合の額です。 家計急変の発生月により給付金額は異なります。	9月1日までの申請分は、12月予定。 それ以降の申請は随時。
	(3) 対象生徒に、通信制に通う扶養されている弟・妹がいる場合		
	(4) 対象生徒に、高校生等ではない15歳以上23歳未満の扶養されている弟・妹（中学生は除く）がいる場合		
	(5) 上記（1）～（4）以外	最大137,600円 ※給付額は7月までに家計が急変した場合の額です。 家計急変の発生月により給付金額は異なります。	

4. 提出書類について（生活保護・住民税所得割非課税世帯）

世帯の区分	提出書類	提出書類について注意事項
生活保護世帯 (生業扶助)	1. 給付金受給申請書★ 2. 生活保護受給証明書※①★ 3. 口座通帳の写し※②	★マークが付いている書類は、本校のホームページからダウンロードできます。 ※①・7月1日以降発行。 • 福祉事務所長朱印があるもの。 ※②・原則申請者名義の口座。 • やむをえず申請者以外の口座を振込口座として指定したい場合は、委任状★を添付する。 • 金融機関本支店名、口座番号、口座名義人（カタカナ）が表示された部分の写し。 • 通帳がない場合は、口座名義及び口座番号が確認できるもの。（キャッシュカード、オンラインバンキングの画面） ※③・保護者等が2人いる場合は2人分提出。 ※④・7月1日以降発行。7月1日現在の居住地が確認できるもの。 • 続柄を表示。 • マイナンバーは表示しない。 • 世帯(1) 保護者等、生徒本人、23歳未満の扶養されている兄姉の表示がある住民票。兄姉が進学等で他県へ住民票を移している場合は、移動先の住民票も提出。 • 世帯(2) 保護者等、生徒本人、23歳以上の扶養されている高校生等の兄姉の表示がある住民票。 • 世帯(3) 保護者等、生徒本人、通信制に通う弟妹の表示がある住民票。 • 世帯(4) 保護者等、生徒本人、高校生等ではない15歳以上23歳未満の弟妹の表示がある住民票。 • 世帯(5) 保護者等、生徒本人の表示がある住民票。
(1) 対象生徒に、 23歳未満の 扶養されている 兄・姉がいる場合	1. 給付金受給申請書★ 2. (保護者等の) 所得課税証明書または 非課税証明書※③ 3. 住民票※④ 4. 健康保険証の写し※⑤ 5. 口座通帳の写し※⑥	※⑤・保険者番号、被保険者等の記号・番号は、黒塗り等で判別できないようにして提出。 • 世帯(1) 生徒本人と23歳未満の扶養されている兄姉の保険証。 • 世帯(2) 生徒本人と23歳以上の扶養されている高校生等の兄姉の保険証。 • 世帯(3) 生徒本人と通信制に通う弟妹の保険証。 • 世帯(4) 生徒本人と高校生等ではない15歳以上23歳未満の弟妹の保険証。
(2) 対象生徒に、 23歳以上 の扶養されて いる高校生等の兄・姉 がいる場合	1. 給付金受給申請書★ 2. (保護者等の) 所得課税証明書または 非課税証明書※③ 3. 住民票※④ 4. 健康保険証の写し※⑤ 5. 口座通帳の写し※⑥ 6. 兄姉の在学証明書 (写し可)※⑦	※⑥・原則申請者名義の口座。 • やむをえず申請者以外の口座を振込口座として指定したい場合は、委任状★を添付する。 • 金融機関本支店名、口座番号、口座名義人（カタカナ）が表示された部分の写し。 • 通帳がない場合は、口座名義及び口座番号が確認できるもの。（キャッシュカード、オンラインバンキングの画面）
(3) 対象生徒に、 通信制に通う 扶養されている 弟・妹がいる場合	1. 給付金受給申請書★ 2. (保護者等の) 所得課税証明書または 非課税証明書※③ 3. 住民票※④ 4. 健康保険証の写し※⑤ 5. 口座通帳の写し※⑥ 6. 弟妹の在学証明書 (写し可)※⑦	※⑦・世帯(2) 23歳以上の扶養されている高校生等の兄姉の在学証明書。 • 世帯(3) 通信制の高校等に通う弟妹の在学証明書。 • 世帯(4) 特別支援学校高等部、予備校などに通っている場合は在学証明書。 無職等により証明書の発行が困難な場合には誓約書★を提出。
(4) 対象生徒に、 高校生等ではない 15歳以上23歳 未満の扶養されて いる弟・妹（中学生 は除く）がいる 場合	1. 給付金受給申請書★ 2. (保護者等の) 所得課税証明書または 非課税証明書※③ 3. 住民票※④ 4. 健康保険証の写し※⑤ 5. 口座通帳の写し※⑥ 6. 高校生等ではない15歳以 上23歳未満の弟・妹が、 この給付金の対象ではな いことを証明できる書類※⑦ ★	
(5) 上記(1)～ (4)以外	1. 給付金受給申請書★ 2. (保護者等の) 所得課税証明書または 非課税証明書※③ 3. 住民票※④ 4. 口座通帳の写し※⑥	

注意事項をよくご確認の
うえ、該当区分の提出書類を
全てご提出ください！

5. 提出書類について（家計急変世帯）

世帯の区分	提出書類	提出書類について注意事項	
家計急変世帯	(1) 対象生徒に、 23歳未満の 扶養されている 兄・姉がいる 場合	<p>1. 給付金受給申請書★ (家計急変世帯用)</p> <p>2. (保護者等の) 所得課税証明書または 非課税証明書※①</p> <p>3. 住民票※②</p> <p>4. 口座通帳の写し※③</p> <p>5. 家計急変の発生事由や 時期を証明する書類※④</p> <p>6. 家計急変後の収入を証明する書類※⑤</p> <p>7. 健康保険証の写し※⑥</p>	<p>★マークが付いている書類は、本校のホームページから ダウンロードできます。</p> <p>※①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者等が2人いる場合は、2人分提出。 ・扶養親族等の記載が省略されていないもの。 <p>※②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月1日以降発行。7月1日現在の居住地が確認できる もの。 ・統柄を表示する。 ・マイナンバーは表示しない。 ・保護者等と生徒本人と扶養親族の表示のあるもの。 <p>※③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則申請者（保護者等）名義の口座とする。 ・例外として委任状★添付により申請者以外の口座も 可とする。 ・金融機関本支店名・口座番号・口座名義人 (カタカナ)が表示された部分の写し。 ・通帳がない場合は口座名義及び口座番号が確認できる もの。 (キャッシュカード、オンラインバンキングの画面) <p>※④</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離職票 ・雇用保険受給資格者証 ・解雇通知書 ・破産宣告通知書 ・廃業等届出 ・診断書 ・戸籍謄本 ・罹災証明書 等 <p>※⑤</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社作成の給与等支払見込証明書★ ・家計急変後の給与明細（3ヶ月分以上） ・税理士または公認会計士の作成した証明書 ・売上高等営業状況を示す帳簿等 ・失業、離職等により収入がない場合は申立書★ ※保護者等が2人いる場合は、2人分提出 <p>※⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者等全員分と生徒本人と扶養親族のもの。 ・保険者番号、被保険者等の記号・番号は、 黒塗り等で判別できないようにして提出。 <p>※⑦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯(2) 高等学校等に通う23歳以上の兄姉のもの（コピー可） ・世帯(3) 通信制に通う弟妹のもの（コピー可）。 ・世帯(4) 特別支援学校高等部、予備校などに通っている場合は、 在学証明書（コピー可）。 無職等により証明書の発行が困難な場合には、 誓約書★を提出。
	(2) 対象生徒に、 23歳以上の 扶養されている 高校生等の兄・ 姉がいる場合	<p>1. 給付金受給申請書★ (家計急変世帯用)</p> <p>2. (保護者等の) 所得課税証明書または 非課税証明書※①</p> <p>3. 住民票※②</p> <p>4. 口座通帳の写し※③</p> <p>5. 家計急変の発生事由や 時期を証明する書類※④</p> <p>6. 家計急変後の収入を証明する書類※⑤</p> <p>7. 健康保険証の写し※⑥</p> <p>8. 兄姉の在学証明書※⑦</p>	
	(3) 対象生徒に、 通信制に通う 扶養されている 弟・妹がいる 場合	<p>1. 給付金受給申請書★ (家計急変世帯用)</p> <p>2. (保護者等の) 所得課税証明書または 非課税証明書※①</p> <p>3. 住民票※②</p> <p>4. 口座通帳の写し※③</p> <p>5. 家計急変の発生事由や 時期を証明する書類※④</p> <p>6. 家計急変後の収入を証明する書類※⑤</p> <p>7. 健康保険証の写し※⑥</p> <p>8. 兄姉の在学証明書※⑦</p>	
	(4) 対象生徒に、 高校生等ではない 15歳以上23歳未満の扶養 されている弟・ 妹（中学生は除 く）がいる場合	<p>1. 給付金受給申請書★ (家計急変世帯用)</p> <p>2. (保護者等の) 所得課税証明書または 非課税証明書※①</p> <p>3. 住民票※②</p> <p>4. 口座通帳の写し※③</p> <p>5. 家計急変の発生事由や 時期を証明する書類※④</p> <p>6. 家計急変後の収入を証明する書類※⑤</p> <p>7. 健康保険証の写し※⑥</p> <p>8. 高校生等ではない15歳以上23歳未満 の弟・妹が、この給付金の対象ではない ことを証明できる書類※⑦★</p>	
	(5) 上記(1)～ (4)以外	<p>1. 給付金受給申請書★ (家計急変世帯用)</p> <p>2. (保護者等の) 所得課税証明書または 非課税証明書※①</p> <p>3. 住民票※②</p> <p>4. 口座通帳の写し※③</p> <p>5. 家計急変の発生事由や 時期を証明する書類※④</p> <p>6. 家計急変後の収入を証明する書類※⑤</p> <p>7. 健康保険証の写し※⑥</p>	

注意事項をよくご確認の
うえ、該当区分の提出書類を

全てご提出ください！

Q1：住民税所得割非課税世帯とは？

A1：



住民税所得割非課税世帯とは・・・

市民税「所得割」及び 県民税「所得割」の欄が「0円」もしくは「空欄」の方です！

※均等割（「市民税3,500円」+「県民税2,200円」=「年税額5,700円」）

を課税されている方も、「所得割」が非課税（0円）でしたらこの給付金の対象となります。

ただし、保護者が2人いる場合は、

2人とも住民税所得割が非課税である必要がありますので、ご注意ください！

〈所得割額の確認方法〉

- ①所得課税証明書もしくは非課税証明書（各市町村窓口で取得）
所得割が非課税（0円）であるかご確認ください。

所得・課税証明書							
所得者	住所						
	氏名				生年月日		
令和5年度 (令和4年分)	合計所得金額	市民税		県民税		年税額	
		所得割	均等割	所得割	均等割		
		0円		0円			
所得の内訳	給与所得	所得控除の内訳	社会保険料控除				
			生命保険料控除				
			配偶者控除				
			基礎控除				
				控除合計額			
				扶養	一般	障害	本人
			特定		普通障害		配偶者及び扶養親族
			老人				特別障害
	同居老親						
	16歳未満						

第〇〇〇〇号 令和5年〇月〇日
〇〇市長 樹徳 太郎

※各市町村で書式は異なります。

- ②マイナポータル（政府運営オンラインサービス）

<https://myna.go.jp> ※マイナンバーカードをお持ちの方のみ確認できます。

- ③特別徴収税額通知書

※給与所得者で勤務先以外からの収入がない場合

- ④住民税納税通知書

※直接市町村へ市県民税を納税している場合

②～④は確認のみです。給付金の申請には①の所得課税証明書もしくは非課税証明書の提出が必要です。

Q2：家計急変世帯とは？

A2：

以下の条件を満たす世帯です。

1. 生活保護（生業扶助）を受けていない世帯。
2. 災害、病気や怪我による離職・休職等により収入が減少し、保護者等全員の住民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯。
災害等に起因しない収入の減少（定年退職等）は、対象となりません。

〈家計急変世帯の年収（家計急変後12ヶ月）目安〉

保護者等+扶養親族等の人数※1	年収見込額※2
1人	1,000,000円以下
2人（ひとり親1人+生徒）	2,044,000円未満
3人	2,216,000円未満
4人	2,716,000円未満
5人	3,216,000円未満

※1 扶養親族等とは、扶養親族及び控除対象配偶者をいいます。

※2 この場合の年収とは、会社員の場合は各種控除前の給与収入、自営業の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得金額をいいます。

例) 父が母と生徒を扶養している場合

保護者等+扶養親族等の人数：父 3人（父+母+生徒）
母 1人

➡ 家計急変後の年収：父 2,216,000円未満
母 1,000,000円以下

➡ 家計急変世帯の対象となる

Q3：群馬県以外に住んでいる場合は？

A3：

「奨学のための給付金」は、保護者の方がお住まいの（住民票が存在する）都道府県へ申請していただく必要があります。

栃木県にお住まいの方（栃木県に住民票が存在する）は、栃木県用の申請書で学校へご申請ください。

群馬県・栃木県以外にお住まいの保護者様は各自でお住まいの都道府県にご申請をお願いいたします。

詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 樹徳高等学校 総務室

「奨学（しょうがく）のための給付金」係 生形まで

TEL：0277-45-2258